

海外からの交換留学生に係る学生納付金免除規程

平成22年2月3日理事長裁定

第1条 この規程は、大妻女子大学大学院、大妻女子大学ならびに大妻女子大学短期大学部における海外からの交換留学生に係る学生納付金の免除に関する事項を定める。

第2条 本学と海外の大学との交流協定書による交換留学生の授業料および教育充実費は、全額を免除する。

2 その他の諸費用は実費を徴収する。

第3条 減免の期間は、1年間を限度とする。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。